

介護保険制度の基本理念を実現する環境整備の必要性

《介護保険の基本理念》

「利用者本位」 「高齢者の自立支援」 「利用者による選択（自己決定）」

（利用者は自ら主体的に事業者を選択・決定して利用（契約）
利用者事業者との関係を制度上のみならず
実質的にも対等なものとしていくことが必要

選択できるだけの
サービス供給量

選択の判断に資する
必要かつ十分な情報

《現 状》

○概ね順調に増加
・高齢化の進展
・居宅サービスの主体規制を原則撤廃し多様な主体が着実に増加

※介護報酬請求事業所は
10万か所以上

○選択に資する情報提供環境は整っていない
・要介護高齢者自らが情報収集することの困難性
・行政からの基本的な情報
・事業者からの一方的な情報
○事業所の努力が報われるような情報提供も重要

《利用者の選択に資する情報提供の環境整備の必要性》

○介護サービスにおいては事前の情報提供が重要
・対人サービスは実際に利用してみなければ判断できない
（非可視性・事前視認の困難性）
・一度利用してしまうと元に戻すことができない
（非可逆性）

○客観的情報の提供が重要
・適切な選択に資する情報としては、抽象的、主観的なものなどあいまいなものであってはならない
・事業所が現に行っている事柄（事実）に基づく客観的な情報であることが重要

利用者の事業者選択に資する質の評価手法

新たな仕組み

【情報開示の標準化】

第三者が客観的事実に基づき確認

(目的)

- 利用者の介護サービス事業所の選択に資する

(特徴)

- 全ての事業所が対象
- サービス提供場面において行われている事柄(事実)が前提
- 調査結果の全てを開示

(利用者の選択

情報としての有効性)

- 全ての事業者の比較検討が可能
- 利用者のニーズに応じた選択が可能

これまでの評価

【第三者評価】

利用者と事業者という当事者以外の第三者が評価基準に基づき質等の達成度合いを評価

改善指導等	認証等	格付け等
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の自主的な質等の向上への取組を支援 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い評価員が評価し、改善指導等を行う ・質等の向上に直接寄与 ・結果が開示される場合、事業所選択の参考となる 	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の質等について一定の保証 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、認証等を行う ・事業所は質等を確認 ・利用者は一定の信頼のもとに利用 	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の質等を定量的に開示 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、格付けを行う ・事業所は質等を確認 ・利用者にわかり易い表現で評価情報を開示
<p>(利用者の選択情報としての限界)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の任意性が基本的な前提となり比較検討情報として一定の限界 		
<p>○認証・格付け等の評価の尺度が利用者が求める評価内容と合致するとは限らない</p>		

【指導監査】

(目的)

- 都道府県知事が指定基準の遵守状況等を確認

(特徴)

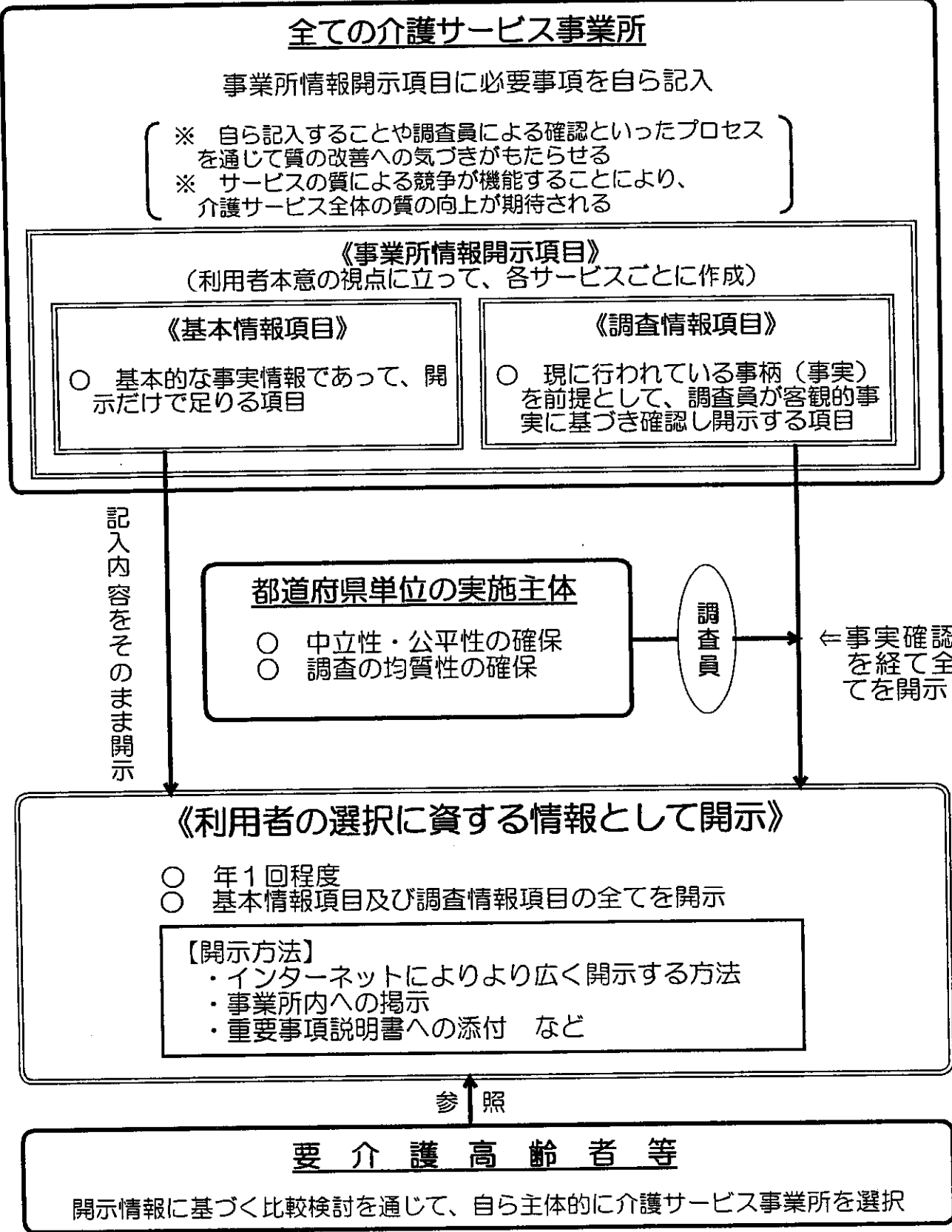
- 事業所の義務として行政による強制力を持って行われる
- 査察的視点で問題点を探す

(利用者の選択情報としての限界)

- 開示を目的とせず、利用者が指導監査情報を活用することは難しい

介護サービスの「情報開示の標準化」の概念図

「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み



「事業所情報開示項目」の構造

【事業所情報開示項目】

利用者本位の視点に立ってサービスごとに作成

(平成15年度の検討サービス)

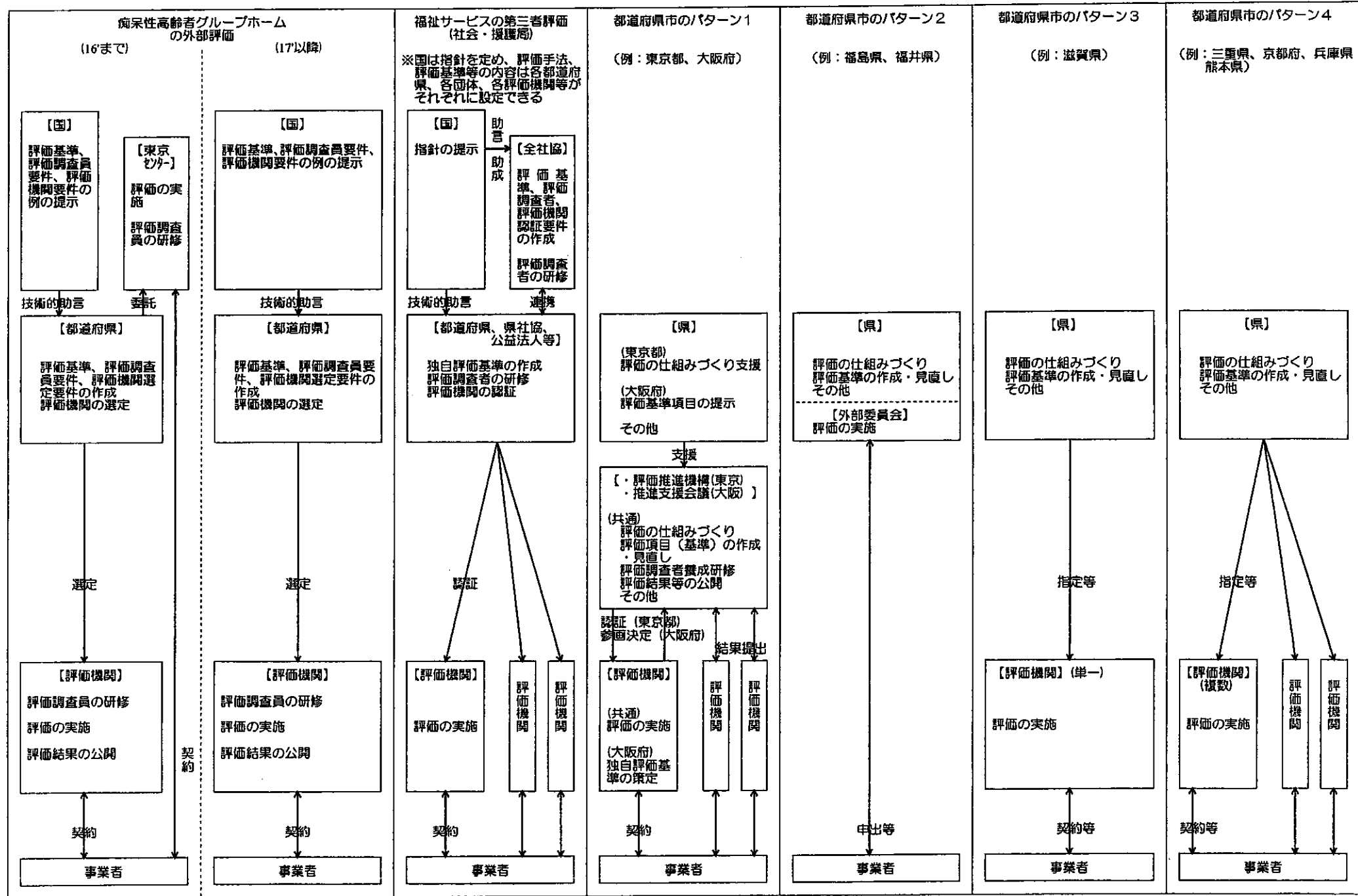
訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

【基本情報項目】	【調査情報項目】																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">運営法人の概要</td> <td style="padding: 5px;">法人名、代表者名、本社所在地、その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業所の概要</td> <td style="padding: 5px;">事業所名、管理者名、事業所所在地、その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職員の体制</td> <td style="padding: 5px;">従事者数、介護職員数、夜間勤務者数、その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利用料金等</td> <td style="padding: 5px;">利用料金、特別な料金、キャンセル料金、その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">サービス内容・その他</td> <td style="padding: 5px;">提供可能時間、事業所の特色・アピール、1人当たり床面積、その他</td> </tr> </table>	運営法人の概要	法人名、代表者名、本社所在地、その他	事業所の概要	事業所名、管理者名、事業所所在地、その他	職員の体制	従事者数、介護職員数、夜間勤務者数、その他	利用料金等	利用料金、特別な料金、キャンセル料金、その他	サービス内容・その他	提供可能時間、事業所の特色・アピール、1人当たり床面積、その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">大項目</td> <td style="padding: 5px;"> 実際に関示項目を活用する利用者側の視点に立ったわかりやすい構成とするため次の2区分を設定 ①サービスの内容・水準の確保 ②サービスの質を確保するための組織・運営 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">中項目</td> <td style="padding: 5px;"> 利用者の立場に立ち、次の点を考慮しながら新たに設定 ・介護保険の基本理念が具体的なサービス提供の中で実現されているかが確認できること ・利用者の尊厳の尊重や消費者保護等の視点に立ったサービス提供等が実現されているかが確認できること </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">小項目</td> <td style="padding: 5px;">具体的に確保すべき内容を示すものとして、サービスごとの特性を踏まえた設定に努めた</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判定基準</td> <td style="padding: 5px;">小項目を判定するための基準</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">客観的判定材料</td> <td style="padding: 5px;">判定基準について、数量、頻度、マニュアル・記録の有無等で事実を確認</td> </tr> </table>	大項目	実際に関示項目を活用する利用者側の視点に立ったわかりやすい構成とするため次の2区分を設定 ①サービスの内容・水準の確保 ②サービスの質を確保するための組織・運営	中項目	利用者の立場に立ち、次の点を考慮しながら新たに設定 ・介護保険の基本理念が具体的なサービス提供の中で実現されているかが確認できること ・利用者の尊厳の尊重や消費者保護等の視点に立ったサービス提供等が実現されているかが確認できること	小項目	具体的に確保すべき内容を示すものとして、サービスごとの特性を踏まえた設定に努めた	判定基準	小項目を判定するための基準	客観的判定材料	判定基準について、数量、頻度、マニュアル・記録の有無等で事実を確認
運営法人の概要	法人名、代表者名、本社所在地、その他																				
事業所の概要	事業所名、管理者名、事業所所在地、その他																				
職員の体制	従事者数、介護職員数、夜間勤務者数、その他																				
利用料金等	利用料金、特別な料金、キャンセル料金、その他																				
サービス内容・その他	提供可能時間、事業所の特色・アピール、1人当たり床面積、その他																				
大項目	実際に関示項目を活用する利用者側の視点に立ったわかりやすい構成とするため次の2区分を設定 ①サービスの内容・水準の確保 ②サービスの質を確保するための組織・運営																				
中項目	利用者の立場に立ち、次の点を考慮しながら新たに設定 ・介護保険の基本理念が具体的なサービス提供の中で実現されているかが確認できること ・利用者の尊厳の尊重や消費者保護等の視点に立ったサービス提供等が実現されているかが確認できること																				
小項目	具体的に確保すべき内容を示すものとして、サービスごとの特性を踏まえた設定に努めた																				
判定基準	小項目を判定するための基準																				
客観的判定材料	判定基準について、数量、頻度、マニュアル・記録の有無等で事実を確認																				

調査員養成カリキュラムの概要

大項目	研 修 の 趣 旨 と 到 達 目 標
1. 介護保険制度の理念と情報開示の標準化 2時間	《研修の趣旨》 前提知識として介護保険制度の概要について学習し、介護保険制度の全体の中での「情報開示の標準化」制度の意義、および調査員の役割についての理解を促す。 《到達目標》 生活支援の視点、サービス提供の流れ、ケアマネジメントの機能と方法論について正しく理解する。
2. 調査対象サービスに関する基礎知識 4時間	《研修の趣旨》 調査対象サービスに関する基本的な知識を学習する。(ビデオ学習を含む)。 《到達目標》 各サービスの内容と事業者の指定基準の概要を理解するとともに、現場で行われているサービスについてイメージを持てるようにする。
3. 第三者評価と情報開示の標準化制度の概論 1.5時間	《研修の趣旨》 第三者評価に関する理論的な背景と、実際にこれまで行われてきたサービス評価を学び、「情報開示の標準化」制度の目的と手法を、既存の第三者評価制度と対比しながら学習する。 《到達目標》 本制度の目的(利用者への情報開示)と全体像、既存の第三者評価制度との違いを正しく理解する。
4. 情報開示の標準化制度の概要 1.5時間	《研修の趣旨》 「情報開示の標準化」制度の概要と、その中での調査員の役割について学習する。 《到達目標》 本制度の組織体制、調査プロセス、情報開示の標準化における調査員の役割について正しく理解する。
5. 調査員の心得 2時間	《研修の趣旨》 調査を行う前提として、痴呆性高齢者等の介護サービス利用者の疾病・障害、心理、生活等を理解し、人権侵害を防ぐための基本的な知識を得、公正・中立な調査を行う上で必要となる調査員の行動規範と心得を学習する。 《到達目標》 調査員の行動規範、倫理、守秘義務および基本的態度につき、調査実務に即して理解する。
6. 事業所情報開示項目の理解 7時間	《研修の趣旨》 情報開示の標準化における事業所情報開示項目の考え方および個別の基本情報項目・調査情報項目の判定方法について理解する。 《到達目標》 事業所情報開示項目の使用方法について正しく理解するとともに、調査員による結果のばらつきが生じないように、判断の基準や先入観・感情が入りやすい場合等について理解する。
7. 調査実務の理解 6時間	《研修の趣旨》 調査員の実務について理解する。 《到達目標》 調査実務の全体の流れと、各プロセスにおける実務の詳細について理解するとともに、研修終了後に不明な点があった場合でも、テキストの該当箇所を随時参照しながら対処できるようにする。
8. ケーススタディ、ロールプレイング等 8時間	《研修の趣旨》 ロールプレイの手法を用いて、調査員の調査時の統一的な態度・コミュニケーション技術を理解する。 《到達目標》 挨拶、口調、姿勢等の調査員としての基本的態度の形成。調査目的に合致した質問の仕方、応答の仕方等の習得想定される困難への適切な対処方法の習得。
9. レポート、テスト 3時間	《研修の趣旨》 研修の理解度を測るため、研修全体を通じたレポートやテスト(あるいは各単元ごとの小テスト)等を実施する。
10. 調査実習	《研修の趣旨》 現場での実習により、事前準備を含め、全ての調査に共通する基本的な調査を実践的に理解する。 《到達目標》 基本情報項目の読み方、調査実施計画の作成等の事前準備、調査の実施方法を具体的に学び、本調査を実施できるレベルまでスキルを高める。

これまでの主な第三者評価事業の実施体制



「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する
情報開示の標準化について（中間報告書）」について
（介護保険サービスの質の評価に関する調査研究事業）

本中間報告書は、平成15年度老人保健健康増進等事業費により、社団法人シルバーサービス振興会が実施した「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究事業」の検討結果である。

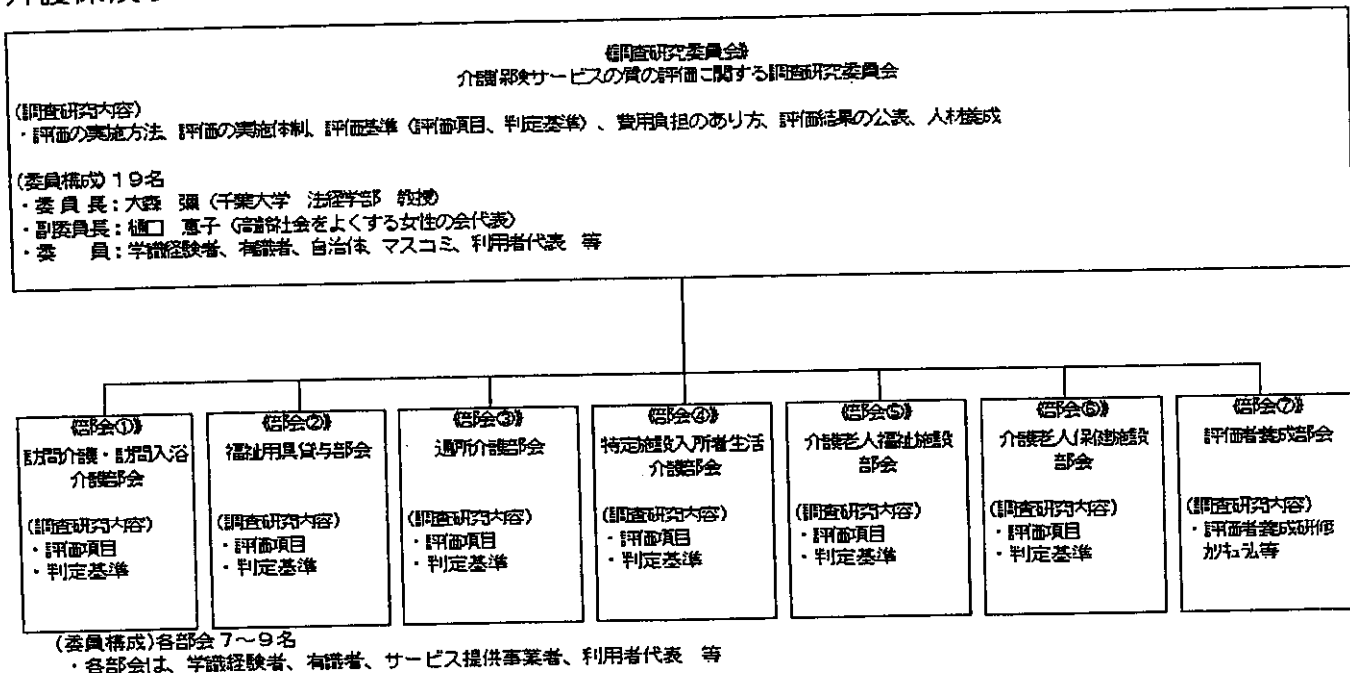
1 研究体制

- ① 調査研究委員会
社団法人シルバーサービス振興会に、「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」を設置。
- ② 部 会
調査研究委員会の下に、次の部会を設置。
 - ・ 訪問介護・訪問入浴介護部会
 - ・ 福祉用具貸与部会
 - ・ 通所介護部会
 - ・ 特定施設入所者生活介護部会
 - ・ 介護老人福祉施設部会
 - ・ 介護老人保健施設部会
 - ・ 評価者養成部会
- ③ 部会長会議
各部会の円滑な運営、連絡調整等を目的として7部会の部会長からなる部会長会議を設置。

2 調査研究内容

- ① 調査研究委員会
調査研究委員会では、以下の内容について調査研究を実施。
 - ・ 評価の実施方法について
 - ・ 評価の実施体制について
 - ・ 評価基準（評価項目、判定基準）について
 - ・ 費用負担のあり方について
 - ・ 評価結果の公表について
 - ・ 人材の養成について
- ② 部会長会議
調査研究委員会での検討を踏まえ、各部会に共通する評価基準（評価項目、判定基準）等についての調整を実施。
- ③ 部 会
部会長会議での調整等を踏まえ、下記内容について調査研究を実施。
 - ・ 各サービスの評価基準（評価項目、判定基準）案について
 - ・ 評価者養成研修カリキュラム等案について

介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会の構成



委員会・部会長会議・部会の関係

検討項目	委員会	部会長会議	部会
①評価の実 施方法	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機能と負担のあり方 (次のような機能と担当機関のあり 方を検討) 評価者の育成、評価等 評価機関の育成、評価等 評価基準の作成・見直し 評価の実施 評価結果の平準化・開示 開示情報に関する苦情等の対応 行政の役割 		
②評価の実 施体制			
③評価基準	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目、判定基準 	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目、判定基準(案) - 共通的事項 	<ul style="list-style-type: none"> 評価項目、判定基準 - 各サービス
④費用負担 のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担のあり方 		
⑤評価結果 の公表	<ul style="list-style-type: none"> 情報の開示 情報の管理体制 		
⑥人材の養 成	<ul style="list-style-type: none"> 評価者の要件(指導者・評価者) カリキュラム(指導者・評価者) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価者の要件(指導者・評価 者)(案) カリキュラム(指導者・評価 者)(案) 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム(指導者・評価者) (案)

介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会名簿

1 調査研究委員会

(50音順、敬称略、◎印は委員長、○印は副委員長)

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| | 天本 宏 | 医療法人天翁会理事長 |
| | 岩淵 勝好 | 産経新聞論説委員 |
| ◎ | 大森 彌 | 千葉大学法経学部教授 |
| | 梶原 洋 | 東京都福祉局総務部計画調整課長 |
| | 川越 雅弘 | 日本医師会総合政策研究機構主席研究員 |
| | 岸上 善徳 | 愛知県高浜市福祉部長 |
| | 木間 昭子 | 国民生活センター研修生活研究部主任研究員 |
| | 白澤 政和 | 大阪市立大学大学院教授 |
| | 菅原 弘子 | 福祉自治体ユニット事務局長 |
| | 高橋 紘士 | 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ福祉学科教授 |
| | 田中 滋 | 慶應義塾大学大学院教授 |
| | 栃本 一三郎 | 上智大学文学部教授 |
| | 永田 久美子 | 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室
室長 |
| | 中原 登世子 | 日本能率協会審査登録センター(JMQA)専任審査員 |
| | 新津 ふみ子 | 特定非営利活動法人メイアイヘルプユ一代表 |
| | 橋本 迪生 | 横浜市立大学医学部教授 |
| ○ | 樋口 恵子 | 高齢社会をよくする女性の会代表 |
| | 本田 純一 | 中央大学法科大学院教授 |
| | 増田 時枝 | 全国老人クラブ連合会評議員 |

2 部会長会議

(50音順、敬称略、◎印は議長、○印は副議長)

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| | 村川 浩一 | 日本社会事業大学社会事業研究所長教授 |
| | 山内 繁 | 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長 |
| | 中熊 靖 | 仙台白百合女子大学人間学部教授 |
| ◎ | 高橋 紘士 | 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ福祉学科教授 |
| ○ | 栃本 一三郎 | 上智大学文学部教授 |
| | 小山 秀夫 | 国立保健医療科学院経営科学部部長 |
| | 中島 健一 | 日本社会事業大学社会福祉学部教授 |

各部会の構成
(50音順、敬称略、○印は部会長)

訪問介護・訪問入浴介護部会

浅野 芳生 株式会社テベロ代表取締役社長
大熊 禮子 主婦連合会常任委員
是枝 祥子 大妻女子大学人間関係学部福祉学科助教授
柴田 範子 上智社会福祉専門学校専任教員
田中 雅子 社団法人日本介護福祉士会会長
田中 由紀子 金城大学社会福祉学部助教授
馬袋 秀男 株式会社クロス・ロード代表取締役専務
松永 喜久恵 社会福祉法人せいづん会 常務理事統括事業本部長
○ 村川 浩一 日本社会事業大学社会事業研究所長教授

福祉用具貸与部会

勝又 三千子 主婦連合会副会長
熊谷 久 フランスベッド・メディカルサービス株式会社代表取締役社長
小島 操 石神井訪問看護ステーション相談室長
佐藤 泉 パラマウントベッド株式会社営業本部部长
東島 弘子 福祉用具ジャーナリスト
○ 山内 繁 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長
山下 一平 株式会社ヤマシタコーポレーション代表取締役社長
吉田 隆幸 医療法人ふらて会介護老人保健施設やすらぎデイケアセンター長

通所介護部会

足立 啓 和歌山大学システム工学部教授
雨宮 洋子 社会福祉法人泰生会総合ケアセンター泰正の里「別府」総合施設長
勝又 三千子 主婦連合会副会長
小林 正幸 社会福祉法人信愛報恩会文京区立湯島高齢者在宅サービスセンター センター長
新福 正剛 株式会社ダスキンヘルスケア介護関連事業本部 在宅介護事業部事業部長
田辺 信行 社会福祉法人旭福社会理事長
○ 中熊 靖 仙台白百合女子大学人間学部教授

特定施設入所者生活介護部会

明石 陽子 ライフイン京都 事務局長兼ホーム長
池田 敏史子 特定非営利活動法人シニアライフ情報センター事務局長
市原 俊男 株式会社サン・ラポール南房総代表取締役
小川 泰子 特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマン理事
國光 登志子 立正大学社会福祉学部助教授
木間 昭子 国民生活センター研修生活研究部主任研究員
園田 真理子 明治大学理工学部建築学科助教授
○ 高橋 絃士 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ福祉学科教授
武田 雅弘 株式会社ベネッセMCM法務支援事業部統括

介護老人福祉施設部会

切土 清之 社会福祉法人高瀬会特別養護老人ホーム古座川園施設長
高山 由美子 ルーテル学院大学文学部専任講師
武居 敏 社会福祉法人聖隷福祉事業団常務理事
○ 柄本 一三郎 上智大学文学部教授
濱田 和則 社会福祉法人門真晋栄福祉会総合施設長
本間 郁子 特定非営利活動法人特養ホームを良くする市民の会理事長
横山 義弘 社会福祉法人身延山福祉会特別養護老人ホームみのび荘荘長

介護老人保健施設部会

○ 小山 秀夫 国立保健医療科学院経営科学部部長
辻本 好子 特定非営利活動法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
鳥羽 研二 杏林大学医学部高齢医学教室教授
浜村 明徳 医療法人共和会小倉リハビリテーション病院 病院長
平川 博之 医療法人社団光生会介護老人保健施設ハートランド・ぐらんぱぐらんま 副理事長
藤林 慶子 東洋大学社会学部社会福祉学科助教授
若月 健一 佐久総合病院老人保健施設 施設長

評価者養成部会

池田 恵利子 いけだ後見支援ネット代表
菅原 弘子 福祉自治体ユニット事務局長
○ 中島 健一 日本社会事業大学社会福祉学部教授
永田 久美子 高齢者痴呆介護研究・研修東京センターサービス評価推進室室長
新津 心み子 特定非営利活動法人メイアイヘルプユー代表
馬袋 秀男 株式会社クロス・ロード代表取締役専務
濱田 和則 社会福祉法人真晋栄福祉会総合施設長
東島 弘子 福祉用具ジャーナリスト
松永 喜久恵 社会福祉法人せいづん会 常務理事統括事業本部長

開催状況と検討経過

1 介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会

- | | |
|------------------|---|
| 第1回（2003年 9月11日） | <ul style="list-style-type: none">・ 調査研究事業について・ 第三者評価事業の現状・ 自由討論 |
| 第2回（2003年10月15日） | <ul style="list-style-type: none">・ 介護サービス事業者の適切な選択に資する情報等・ 介護サービスの第三者評価の実施に必要と考えられる事項 |
| 第3回（2003年11月13日） | <ul style="list-style-type: none">・ 評価基準作成の基本方針・ 部会での議論の報告 |
| 第4回（2004年 1月27日） | <ul style="list-style-type: none">・ 経過報告・ 情報開示の標準化の概念整理・ 評価基準の骨子について |
| 第5回（2004年 2月26日） | <ul style="list-style-type: none">・ 調査項目・基本事実確認票項目の検討状況・ 調査員養成カリキュラム・ 実施スキーム・ 中間報告書骨子（案） |
| 第6回（2004年 3月22日） | <ul style="list-style-type: none">・ 中間報告書（素案）の検討 |

2 部会長会議

- | | |
|------------------|--|
| 第1回（2003年 9月29日） | <ul style="list-style-type: none">・ 評価基準の基本的考え方（素案）・ 人材の養成についての基本的考え方（素案） |
| 第2回（2003年10月22日） | <ul style="list-style-type: none">・ 介護サービス事業者の適切な選択に資する情報等 |
| 第3回（2003年11月17日） | <ul style="list-style-type: none">・ 評価基準作成の基本方針に基づく今後の部会の進め方・ 評価者要件の基本的考え方 |
| 第4回（2003年11月26日） | <ul style="list-style-type: none">・ 基準作成に当って標準化すべき事項 |
| 第5回（2003年12月24日） | <ul style="list-style-type: none">・ 各部会の進捗状況・ 部会における基準項目の作成作業・ 第三者評価制度の基本スキーム（評価者養成研修に関する事項） |
| 第6回（2004年 1月19日） | <ul style="list-style-type: none">・ 情報開示の標準化の位置付け整理・ 評価基準の骨子（案）・ 第三者評価制度の実施体制（評価者養成研修に関する事項） |
| 第7回（2004年 2月25日） | <ul style="list-style-type: none">・ 調査員についての基本的考え方（案）・ 調査員養成カリキュラム（素案）・ 調査員の確認すべき客観的判断材料（エビデンス）・ 調査基準（案）とファクトシート項目（案）について |
| 第8回（2004年 3月15日） | <ul style="list-style-type: none">・ 各部会間で調整が必要な評価項目の表現・ワーディングについて・ 各部会からの報告・ 中間報告書（素案）について |

3 各部会の開催状況

訪問介護・訪問入浴介護部会

- 第1回(2003年10月28日)
- 第2回(2003年12月 1日)
- 第3回(2003年12月25日)
- 第4回(2004年 1月27日)
- 第5回(2004年 2月13日)
- 第6回(2004年 3月 1日)

福祉用具貸与部会

- 第1回(2003年11月11日)
- 第2回(2003年12月 1日)
- 第3回(2004年 1月15日)
- 第4回(2004年 2月19日)
- 第5回(2004年 3月 5日)

通所介護部会

- 第1回(2003年11月 5日)
- 第2回(2003年12月12日)
- 第3回(2004年 1月 8日)
- 第4回(2004年 2月 9日)
- 第5回(2004年 2月20日)
- 第6回(2004年 3月 8日)

特定施設入所者生活介護部会

- 第1回(2003年11月10日)
- 第2回(2003年12月24日)
- 第3回(2004年 1月13日)
- 第4回(2004年 2月10日)
- 第5回(2004年 3月11日)
- 第6回(2004年 3月25日)

介護老人福祉施設部会

- 第1回(2003年11月 6日)
- 第2回(2003年12月 9日)
- 第3回(2004年 1月26日)
- 第4回(2004年 2月 9日)
- 第5回(2004年 2月24日)
- 第6回(2004年 3月19日)
- 第7回(2004年 3月24日)

介護老人保健施設部会

- 第1回(2003年11月 7日)
- 第2回(2003年11月21日)
- 第3回(2004年 1月20日)

評価者養成部会

- 第1回(2003年11月13日)
- 第2回(2004年 1月28日)
- 第3回(2004年 2月24日)

社団法人 シルバーサービス振興会 (所管:厚生労働省) 平成16年4月1日現在

所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-1 泉屋東京店ビル3階

<ホームページアドレス等>

http://www.espa.or.jp/

TEL 03-5276-1600

E-Mail: jimukyoku@espa.or.jp

FAX 03-5276-1601

設立年月日	昭和62年3月16日	代表者	理事長 多田 宏	会員数等	(正)175社 (賛助)33団体
設立目的	シルバーサービス事業を行う事業者等の連絡協調体制を確立し、シルバーサービスの質の向上と充実を図るとともに、利用者に対する情報提供等を行い、もって高齢者の福祉の向上に寄与する。				

[主な事業内容]

1. シルバーサービスに関する調査研究事業

- (1) 研究会の開催実施:シルバーサービスに関する月例の研究会の開催及びテーマ別の分科会の開催。
- (2) 調査研究の実施:シルバーサービスの事業展開を図る上で必要となる事項について各種調査研究を行い、成果については広く普及する。

2. シルバーサービスの質的向上に関する事業

- (1) シルバーマーク制度の運営:利用者が質の高いシルバーサービスを楽しむように、在宅介護サービス等について選択の目安となるシルバーマーク制度の運営を行う。
- (2) シルバーサービス事業者・従事者に対する研修の実施:質の高いシルバーサービスが提供されるよう、シルバーサービスの事業者及び従事者向けの各種研修を実施する。
- (3) 東京都における福祉サービス第三者評価事業の認証評価機関(認証番号:機構02-014)

3. シルバーサービスに関する情報提供事業

- (1) 会報「シルバーサービス」の発行:各種シルバーサービスの先進事例、関連行政の動向、関連団体等の取り組みなど幅広い情報を掲載した情報誌を発行する。
- (2) シルバーサービス展の開催:在宅向けサービスから生きがい分野まで及ぶ多様なシルバーサービスについて広く国民への普及啓発を図る観点から、総合的な展示会を開催する。
- (3) インターネットを通じての情報提供:当会のホームページを通じて当会業務に関する事項や各種イベント情報、事業者情報を提供する。

4. 健康長寿のまちづくり事業

- (1) 「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」等の支援:健康長寿のまちづくりに取り組む市町村等への支援を行う。
- (2) 老人保健福祉施設の建設に関する総合講座の開催
- (3) 調査研究事業:地域における拠点施設の機能連携、整備手法等健康長寿のまちづくり事業推進に必要な調査研究を行う。

5. シルバーサービスに関する国際交流事業

- (1) 海外の状況調査:調査団派遣等により欧州・米国その他海外のシルバーサービスに関する情報収集を図る。
- (2) 海外シルバーサービス団体等との交流:海外のシルバーサービス団体等と経験交流や情報交換を行う機会を持つ。

6. その他の事業

その他、シルバーサービスの振興やサービスの質の確保・向上に必要な事業